

答 申 第 23 号
平成26年 11月18日

松阪市長 山 中 光 茂 様

松阪市個人情報保護審査会
会長 牧 戸 哲

個人情報の取扱いに関する諮問について（答申）

諮問のあった下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 27 条第 1 項及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定に基づき実施する特定個人情報保護評価における第三者点検を松阪市個人情報保護審査会の所掌事務へ追加することについて

審査会開催日

平成26年 11月 11日 第16回松阪市個人情報保護審査会

答 申

審 査 案 件	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 27 条第 1 項及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定に基づき実施する特定個人情報保護評価における第三者点検を松阪市個人情報保護審査会の所掌事務へ追加することについて
審 査 会 の 意 見	番号法第 27 条第 1 項及び規則第 7 条第 4 項の規定に基づき実施する特定個人情報保護評価における第三者点検を当審査会の所掌事務に追加することは妥当である。
審 査 内 容	特定個人情報保護評価における第三者点検については、松阪市個人情報保護条例に基づき設置されている当審査会が担うことが適当であると認められる。 なお、特定個人情報保護評価（全項目評価）における第三者点検を義務付ける社会保障・税番号制度の全体像とともに、導入趣旨について、分かりやすく周知・広報し、市民の理解を得る必要があると思われる。 以上のことにより上記のとおり意見を取りまとめた。
審 査 日	平成 26 年 11 月 11 日（火）
事 務 の 名 称	番号法第 27 条第 1 項及び規則第 7 条第 4 項の規定に基づき実施する特定個人情報保護評価における第三者点検
事 務 の 目 的	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止するとともに、どのような措置を講じているかを宣言することにより、市民の信頼を確保する。
所管課（室）等	総務部 総務課